

## 熊取町グローバル人材育成支援金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、補助金交付規則（昭和51年規則第3号）に定めるもののほか、熊取町グローバル人材育成支援金（以下「支援金」という。）の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 高等学校等 国公立の高等学校、特別支援学校高等部、高等専門学校（1年次から3年次）及び私立の高等学校、中等教育学校後期課程、専修学校高等課程をいう。
- (2) 短期留学 高等学校等が教育活動の一環として長期休業期間等に実施する概ね1週間から1ヶ月程度の海外派遣プログラムをいう。
- (3) 対象生徒 高等学校等の正規の課程に卒業を目的として在籍し、当該在籍校が実施する短期留学に参加する生徒をいう。
- (4) 代表保護者 対象生徒の保護者のうち主たる生計維持者をいう。

### (交付対象経費)

第3条 支援金の交付対象経費は、当該年度に実施される短期留学に要する費用のうち、対象生徒の在籍校又は在籍校が指定する企画・実施事業者に納入する費用に限る。

### (支援金の額)

第4条 支援金の額は、前条の交付対象経費の総額の2分の1に相当する額とし、これに千円未満の金額が生じる場合は切り捨てるものとする。ただし、100,000円を上限とし、予算の範囲内とする。

### (交付申請)

第5条 支援金の交付申請は、代表保護者が次の各号に掲げる申請資格をすべて満たす場合に限り、当該代表保護者が行うことができる。

- (1) 交付申請を行う年度の前々年度の1月1日以前から交付申請日に至るまで、引き続き本町に住民登録していること。
  - (2) 交付申請日において納期が到来している本町町税に未納の税額がないこと。
- 2 支援金の交付申請を行う代表保護者（以下「申請者」という。）は、補助金交付規則に定める様式（補助金交付申請書、事業計画書、収支計画書）に加え、熊取町グローバル人材育成支援金交付申請補助資料（様式第1号）を本町に郵送又は持参しなければならない。
- 3 申請者は、第1項各号の申請資格に関する当該代表保護者に係る個人情報について、本

町の管理する住民基本台帳の情報及び税情報を用いて、本町が確認することに同意しなければならない。

(交付の決定及び通知)

第6条 町長は、交付申請を受理したときは、前条第1項各号の申請資格の確認及び補助金交付規則に定める様式その他関係資料を審査のうえ、交付の可否を決定し、その決定内容を申請者に通知するものとする。

2 町長は、支援金の交付目的を達成するために必要があると認めるときは、支援金の交付を決定した申請者（以下「交付決定者」という。）に対し、条件を付することができる。

(届出義務)

第7条 交付決定者は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちに町長にその旨を届け出なければならない。

- (1) 支援金の交付を辞退するとき。
- (2) 短期留学の期間又はプログラムが変更されたとき。
- (3) 短期留学が中止となったとき又は対象生徒が短期留学への参加を取りやめたとき。
- (4) 対象生徒が短期留学前に在籍校を退学又は除籍となったとき。

(修了報告)

第8条 交付決定者は、対象生徒が短期留学を修了したときは、補助金交付規則に定める様式（実績報告書、収支精算書）及び実績報告補助資料（様式第2号）に加え、補助金交付規則に定める様式（請求書）を町長に提出しなければならない。

(支援金の交付)

第9条 町長は第8条の規定による提出があったときは、速やかに当該書類の内容を審査し、適当と認めるときは、支援金を交付するものとする。

(交付決定の取り消し)

第10条 町長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 第7条の届出を受理したとき。
- (2) 虚偽の申請その他不正な手段により支援金の交付を受けたことが判明したとき。
- (3) 支援金を他の用途に使用したことが判明したとき。
- (4) 交付決定に付した条件その他法令等に基づく町長の処分に違反したとき。

2 町長は、交付決定の取り消しを行ったときは、その旨及びその理由を交付決定者に通知するものとする。

(返還)

第 11 条 町長は、前条の取り消しに係る部分に関し、既に支援金が交付されているときは、  
期限を定めて、交付決定者にその返還を命ずるものとする。

(補則)

第 12 条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、町長が定める。

附 則

この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。